

平成 26 年 3 月 25 日
記 者 発 表

より円滑な入札のため受発注者の負担軽減や技術者不足対策など制度の簡素化に努めるとともに、更なる品質の確保を図ります。また、県経済の成長力底上げと持続的な経済成長に資するため補正予算の早期執行を行います。

入札制度見直しについて

【建設工事】

1. 受発注者の負担軽減

○電子入札の全面導入

【現 行】発注基準額500万円以上の建設工事及び全てのほ装工事は、電子入札

【見直し】全ての建設工事で電子入札を導入

	現行(H20.6月～)	H26.6.1以降公告分～	H27.4.1以降公告分～
発注基準額 500万円以上	電子入札	電子入札	電子入札
発注基準額 500万円未満	ほ装工事(H23.7月～)	土木一式工事 以外	
	紙入札 ほ装工事以外	紙入札 土木一式工事	

(理 由) 応札者及び発注者の負担軽減と事務の効率化

○予定価格5億円以上の工事における配置予定技術者の取扱い

【現 行】入札時に他の工事に配置されていないこと

【見直し】本契約時点で他の工事に配置されていないこと

(理 由) 予定価格5億円以上の工事は契約に議会の承認が必要で、入札から本契約まで期間を要しており、企業の負担を軽減するため配置予定技術者の本契約までの拘束を無くす

2. 技術者不足対策

○総合評価落札方式において現場代理人としての工事成績評価を評価

【現 行】主任（監理）技術者としての工事成績評価を評価

【見直し】主任（監理）技術者としての工事が無い場合、現場代理人*としての工事成績評価を評価

*当該工事において、主任（監理）技術者となりうる資格を有し従事した場合に限る

(理 由) 実績の無い若手技術者の育成

○主任技術者の専任に係る取り扱い（平成26年3月1日公告分から適用）

【現 行】技術者の専任を要する工事で、工事現場相互の距離が5km程度以内の工事2件まで兼任可能

【見直し】工事現場相互の距離が10km程度以内の工事2件まで兼任可能

(理 由) 建設業者の負担軽減

○工期に余裕がある工事に対してフレックス工期の導入による配置技術者要件の緩和（平成26年5月1日公告分から適用）

【現 行】契約日の翌日が工事開始日

【見直し】受注者が一定の期間内で工事開始日を選択可能

(理 由) 工事開始日まで技術者の配置が不要となり、受注者の計画的な準備が可能

3. 建設工事の更なる品質確保

○土木一式Bランク工事に総合評価落札方式を試行（1年間）

【現 行】発注基準額3千万円以上の全ての工事に総合評価落札方式を適用

【見直し】土木一式Bランク工事の2割程度に総合評価落札方式を試行

(理 由) 総合評価落札方式導入による一層の品質確保

4. 消費税増税に伴う対応 【建設工事に係る委託業務も併せて変更】

○発注基準額の見直し

【現行】発注基準額は予定価格（消費税込み）

【見直し】消費税抜きの金額に変更

（理由）消費税増税に伴い発注基準額が実質的に縮小するため、工事規模を確保

【建設工事に係る委託業務】

1. 業務の品質確保

○主任技術者になれる資格の追加

・土木関係コンサルタント業務

【現行】技術士、RCCM、技術士と同程度の知識を有する者

【見直し】土木学会認定技術者、（業務内容に応じ）コンクリート診断士、土木鋼構造診断士等を追加
総合評価落札方式における「配置予定技術者の保有資格」でも評価

・地質調査業務

【現行】技術士、RCCM、技術士と同程度の知識を有する者

【見直し】地質調査技士を追加

（理由）専門的な知識を有する技術者を活用し、品質の向上を図る

○地質調査業務の入札参加要件の改定

【現行】公共団体等の業務実績要件のみ

【見直し】発注基準額500万円以上の業務に地質調査業の登録要件を追加
（平成27年4月1日公告分から適用）

（理由）技術力を有する企業に委託することで、品質の向上を図る

	現行	平成26年4月	平成27年4月
入札参加要件	・公共団体等の業務実績	・公共団体等の業務実績	発注基準額500万円以上 ・公共団体等の業務実績 ・地質調査業の登録
			発注基準額500万円未満 ・公共団体等の業務実績

○適用：注記のないものは平成26年4月1日公告分から適用

「好循環実現のための経済対策」の早期実行について

県土整備部における目標

○国内示（平成26年2月6日）による事業費約94億円のうち

・6月末 7割（約66億円）契約目標

・9月末 9割（約85億円）契約目標

担当課	担当者	電話
技術調査課	諏訪・河合	073-441-3085,3082